

霧島市条例第11号
平成29年2月22日

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 前田 終止

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成28年霧島市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第3 溝辺ふれあい温泉センターの部の改正規定中「160円」を「150円」に、「1,600円」を「1,500円」に、「3,200円」を「3,000円」に改め、同表横川健康温泉センターの部一般浴室の項の改正規定中「160円」を「150円」に、「1,600円」を「1,500円」に、「3,200円」を「3,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
（霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部改正）
- 2 霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第261号）の一部を次のように改正する。
別表第1の4の表備考の欄に次の1項を加える。
 - 3 未就学児は、無料とする。
（霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 3 霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成28年霧島市条例第71号）の一部を次のように改正する。
別表第1の4の改正規定中「160円」を「150円」に、「1,600円」を「1,500円」に改める。
（霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 4 霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成28年霧島市条例第65号）の一部を次のように改正する。

別表に温泉の項を加える改正規定中「160円」を「150円」に改める。